

13	職員の兼務状況	<p>施設長 : 保育所所長が幼稚園園長を兼務（保育所に常勤） 事務職員 : 幼稚園事務長が保育所事務長を兼務（保育所に常勤） 保育士・教諭 : 保育士・教諭両資格取得者には併任辞令を発令（現在、未取得者は取得のため鋭意努力中。 ①合同保育クラスにおいては、幼稚園児・保育所児の別なくかわりがでてくるため。 ②保育所の延長保育を含めた選番勤務や保育士が夏休みを取得できるための方策として、幼稚園教諭の応援を得た中でローテーション勤務を実施。 栄養士・調理師 : 民間会社へ業務を委託。幼稚園・デイサービスセンターの昼食等も併せて業務委託を行っている。賄材料費を除く、業務委託料や光熱水費等の経費は、年間食数を基に按分。</p>
14	保護者会	保育所と幼稚園で一本化した組織となっている。
15	合同保育のメリットと課題	<p>（利用者の意見） ○合同保育になる前は、保育所、幼稚園が離れた場所にあり、保育時間等にも差がなく、幼稚園の保護者は預かり保育で遠慮しながら預けてきたが、保育所の保育時間延長（11時間保育、延長保育）により、保育料が高くとも安心して働けるようになった。 ○合同保育により保育所児童も併せて幼稚園教育を受けることができるのが良い。 ○子どもたちは、同じ小学校に上がるので、一緒に過ごせるのがよい。</p>
16	運営面での課題	<p>○幼稚園、保育所のそれぞれの規則等に添いながら、できるだけ一緒に運営が行えるように、また、保護者にとってより有益であるように配慮している。 ○小さな町の一体感のある地域性を生かした運営を心掛けている。</p>
17	その他（施設の特徴など）	<p>①設立時以来、その後の運営においても保育現場と行政当局の連携とコミュニケーションがよくはかられているために、現場の意向が運営に反映されやすい。 ②老人施設、子育て支援センターとの合築でこれらの施設との友好的な連携のもとに保育が行われている。</p>

1	施設No.	3																																
2	設置主体	市																																
3	施設形態	同一敷地内別施設																																
4	合同保育の実施理由	幼稚園の改修にともない同一敷地内に保育所を設置。保育園児の幼稚園への登園、幼稚園の子どもの預かり保育の保育所での実施、を開始。																																
5		<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>保育所部門</th> <th>幼稚園部門</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所管部局</td> <td>住民課</td> <td>教育委員会</td> </tr> <tr> <td>対象年齢</td> <td>8ヶ月～5歳児</td> <td>3～5歳</td> </tr> <tr> <td>入園基準</td> <td>保育に欠ける児童</td> <td>村内に住所を有する就学前児</td> </tr> <tr> <td>基本保育時間</td> <td>8:00～16:00</td> <td>8:00～16:00</td> </tr> <tr> <td>延長保育・預かり保育</td> <td>朝:7:30～8:00 夕:16:00～18:00</td> <td>5時間30分</td> </tr> <tr> <td>休園日</td> <td>日祭日 学年始(3/28～4/3)</td> <td>なし 土日祭日、 学年始休暇(4/1～4/9) 夏季休暇(7/22～8/28) 冬季休暇(12/25～1/20)</td> </tr> <tr> <td>保育料の設定</td> <td>冬季休暇(12/28～1/4) 幼稚園降園児(3～5歳の保育が必要な子ども):月額(以下参照) ・村民税所得割課税世帯 12,000円 ・村民税均等割以下世帯 6,000円 預かりは課税区分に関係なく1日1,000円 0～2歳児:月額(以下参照) ・村民税所得割課税世帯 8～16時・・・18,000円 8～12時・・・9,000円 ・村民税均等割以下世帯 8～16時・・・9,000円 8～12時・・・4,500円</td> <td>保育料は出欠席にかかわらず1人月額1,000円 入園願書受理時に家庭の状況等を調査し、免除の可否及び免除の期間等詳細意見を基に村長へ通達。</td> </tr> <tr> <td>給食の有無 給食費</td> <td>給食:あり 給食費:月額3,600円</td> <td>給食:あり 給食費:月額3,600円</td> </tr> </tbody> </table>		保育所部門	幼稚園部門	所管部局	住民課	教育委員会	対象年齢	8ヶ月～5歳児	3～5歳	入園基準	保育に欠ける児童	村内に住所を有する就学前児	基本保育時間	8:00～16:00	8:00～16:00	延長保育・預かり保育	朝:7:30～8:00 夕:16:00～18:00	5時間30分	休園日	日祭日 学年始(3/28～4/3)	なし 土日祭日、 学年始休暇(4/1～4/9) 夏季休暇(7/22～8/28) 冬季休暇(12/25～1/20)	保育料の設定	冬季休暇(12/28～1/4) 幼稚園降園児(3～5歳の保育が必要な子ども):月額(以下参照) ・村民税所得割課税世帯 12,000円 ・村民税均等割以下世帯 6,000円 預かりは課税区分に関係なく1日1,000円 0～2歳児:月額(以下参照) ・村民税所得割課税世帯 8～16時・・・18,000円 8～12時・・・9,000円 ・村民税均等割以下世帯 8～16時・・・9,000円 8～12時・・・4,500円	保育料は出欠席にかかわらず1人月額1,000円 入園願書受理時に家庭の状況等を調査し、免除の可否及び免除の期間等詳細意見を基に村長へ通達。	給食の有無 給食費	給食:あり 給食費:月額3,600円	給食:あり 給食費:月額3,600円					
	保育所部門	幼稚園部門																																
所管部局	住民課	教育委員会																																
対象年齢	8ヶ月～5歳児	3～5歳																																
入園基準	保育に欠ける児童	村内に住所を有する就学前児																																
基本保育時間	8:00～16:00	8:00～16:00																																
延長保育・預かり保育	朝:7:30～8:00 夕:16:00～18:00	5時間30分																																
休園日	日祭日 学年始(3/28～4/3)	なし 土日祭日、 学年始休暇(4/1～4/9) 夏季休暇(7/22～8/28) 冬季休暇(12/25～1/20)																																
保育料の設定	冬季休暇(12/28～1/4) 幼稚園降園児(3～5歳の保育が必要な子ども):月額(以下参照) ・村民税所得割課税世帯 12,000円 ・村民税均等割以下世帯 6,000円 預かりは課税区分に関係なく1日1,000円 0～2歳児:月額(以下参照) ・村民税所得割課税世帯 8～16時・・・18,000円 8～12時・・・9,000円 ・村民税均等割以下世帯 8～16時・・・9,000円 8～12時・・・4,500円	保育料は出欠席にかかわらず1人月額1,000円 入園願書受理時に家庭の状況等を調査し、免除の可否及び免除の期間等詳細意見を基に村長へ通達。																																
給食の有無 給食費	給食:あり 給食費:月額3,600円	給食:あり 給食費:月額3,600円																																
6	年齢別児童数(現員) 保育所部門 幼稚園部門	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>0歳</th> <th>1歳</th> <th>2歳</th> <th>3歳</th> <th>4歳</th> <th>5歳</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>幼稚園部門 現員</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>42</td> <td>34</td> <td>43</td> <td>119</td> </tr> <tr> <td>保育所部門 定員</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>保育所部門 現員</td> <td>4</td> <td>7</td> <td>13</td> <td>4</td> <td>8</td> <td>6</td> <td>42</td> </tr> </tbody> </table> (H15.10.1.現在)	区 分	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計	幼稚園部門 現員	—	—	—	42	34	43	119	保育所部門 定員							50	保育所部門 現員	4	7	13	4	8	6	42
区 分	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計																											
幼稚園部門 現員	—	—	—	42	34	43	119																											
保育所部門 定員							50																											
保育所部門 現員	4	7	13	4	8	6	42																											
7	クラス編成	幼稚園部門は、幼保混合クラス(3、4、5歳児各2クラス) 保育所部門はクラス分けはない(0～5歳まで混合保育)。																																
8	合同保育の概要	年齢による幼保対象児区分(3～5歳 幼稚園 / 0～2歳保育所) 保育園児は幼保に二重所属(3～5歳時は全員幼稚園児。そのうち保育が必要な子どもについては、幼稚園降園後に保育所に移動し、午後6時まで預かり保育を行っている)																																
9	合同保育の実施場所	幼稚園 (幼稚園の基本保育時間以降に保育が必要な子どもは、保育園児・幼稚園児の一時預かり、ともに保育園で実施)																																
10	保育者の資格	幼稚園は幼稚園教諭、保育所は保育士																																
11	保育者の配置基準	幼稚園、各クラス1名の幼稚園教諭、 保育所、保育士6人で0～2歳児(24名)に加えて、朝・夕は3～5歳児(18名)も一緒に保育。																																
12	施設の共用化の状況	幼保の共有部門なし																																
13	職員の兼務状況	センター長(兼務)、調理部門はサービスセンターに委託																																
14	保護者会	幼稚園に参加。保育所には保護者会がない。																																

15	合同保育の メリット	<p>①保育に欠ける子どもが幼稚園教育と保育保育所保育の二つを受けられるもともと村に幼稚園が1カ所のみであったことから、3～5歳児は全員幼稚園に入園していた。僻地保育所ができたことによって、さらに保育が必要な子どもの朝・夕の保育が行われるようになり、保護者の育児と就労の両立支援がなされるようになった。保育園児の保護者は、朝夕、保育所に送迎をするだけで、幼稚園登園時は保育所が幼稚園まで、幼稚園修了後は幼稚園教諭が保育所まで送ってくれるので、保護者は助かっている。</p> <p>②保育が必要な子どもが保育を受けることができる 幼稚園の園児も希望すれば、保育園児と一緒に保育所に行き、預かり保育を利用できる。</p>
	合同保育の 課題	<p>①保育所保育（3～5歳児）の充実 朝・夕、幼稚園休暇中の3～5歳児の保育の充実が課題。子どもの人数が少ないため、保育所ではクラス分けはしていない。子どもがほっとできる自由な保育を心がけており、また異年齢の自然な交流はあるが、一方で年齢に適した意図的な環境設定・保育はこれからの課題である。</p> <p>②保護者との連絡 家庭のその日の状況によっては、保護者が直接幼稚園に送迎する場合もある。保護者は幼保のどちらか一方に伝えれば、両者に伝わると考えている様子もあるが、連絡が確実に伝わらないことがある。</p>
16	運営面での課題	<p>現在は、村に認可保育所がないことから、僻地保育所としていることで、村独自に柔軟な運営をしている。しかし、近隣町村との合併の検討が進んでおり、合併後には他の地域との兼ね合いから認可保育所とする方向で考えている。その時の幼保の関係をどうするかが、課題である。</p>
17	その他（施設の特徴など）	<p>①過疎地・少子化対策 村で1カ所の幼稚園には3～5歳児が全入しており、認可保育所はない。平成12年度に幼稚園から徒歩5分の場所に保健福祉センターが建設される際に、若年世代の定住促進施策の一環として、その中に「僻地保育所」を開設した。 〈村独自の僻地保育所〉</p> <p>②3～5歳の保育園児は幼保の二重所属 僻地保育所として村独自に保育所を運営していることから、幼稚園・保育所の二重所属が可能となっている。保育所に入所手続きをした3～5歳児は、自動的に幼稚園へも全員が入園する仕組みとなっている。保護者は朝、保育所に子どもを連れてくれば、幼稚園への送迎を幼保で行なう。</p> <p>③保育が必要な子どもへの柔軟な対応 幼稚園の基本保育時間の後に保育が必要な子どもについては、理由を問わずに保育所で預かっている。保育が必要な子ども全てに柔軟に対応している。</p>

1	施設No.	4																																										
2	設置主体	社会福祉法人・学校法人																																										
3	施設形態	同一敷地内別施設																																										
4	合同保育の実施理由	古くから住む世帯での少子化が進む一方で、新たな住宅が建てられており、他地域からの人口流入もみられる地域である。働く母親が増えていることから、幼稚園入園児が減少する一方で、保育所入所待機児は増えている。このため本園では幼稚園入園児の減少にともなう空き室を活用して、平成14年度から保育園を開設した。																																										
5		<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>保育所部門</th> <th>幼稚園部門</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所管部局 対象年齢 入園基準 基本保育時間 延長保育・預かり保育</td> <td>文書学事課 生後6ヶ月～就学前 保育を必要とする乳幼児 8時間 18:00～19:00 (1回350円 月額3,000円)</td> <td>児童福祉課 満3歳～就学前 幼児教育を希望する幼児 4時間 15:00～17:30 (1回350円 月額5,000円)</td> </tr> <tr> <td>休園日 保育料の設定</td> <td>日祝祭日、年末年始 市基準</td> <td>土日祝祭日、春夏秋冬休み期間 実経費から補助を含め健全運営ができるであろう全額。近隣園も考慮。</td> </tr> <tr> <td>給食の有無</td> <td>給食：あり(3～5歳児は幼稚園児と同様の外部調理搬入、お弁当日は施設内調理したものをお弁当箱に詰める、0～2歳時は施設内調理)</td> <td>給食：週4日給食(外部調理搬入) 週1日お弁当</td> </tr> <tr> <td>給食費</td> <td>3歳以上児主食費1,500円徴収 (H15.4.1.現在)</td> <td>実費徴収 (H15.4.1.現在)</td> </tr> </tbody> </table>		保育所部門	幼稚園部門	所管部局 対象年齢 入園基準 基本保育時間 延長保育・預かり保育	文書学事課 生後6ヶ月～就学前 保育を必要とする乳幼児 8時間 18:00～19:00 (1回350円 月額3,000円)	児童福祉課 満3歳～就学前 幼児教育を希望する幼児 4時間 15:00～17:30 (1回350円 月額5,000円)	休園日 保育料の設定	日祝祭日、年末年始 市基準	土日祝祭日、春夏秋冬休み期間 実経費から補助を含め健全運営ができるであろう全額。近隣園も考慮。	給食の有無	給食：あり(3～5歳児は幼稚園児と同様の外部調理搬入、お弁当日は施設内調理したものをお弁当箱に詰める、0～2歳時は施設内調理)	給食：週4日給食(外部調理搬入) 週1日お弁当	給食費	3歳以上児主食費1,500円徴収 (H15.4.1.現在)	実費徴収 (H15.4.1.現在)																											
	保育所部門	幼稚園部門																																										
所管部局 対象年齢 入園基準 基本保育時間 延長保育・預かり保育	文書学事課 生後6ヶ月～就学前 保育を必要とする乳幼児 8時間 18:00～19:00 (1回350円 月額3,000円)	児童福祉課 満3歳～就学前 幼児教育を希望する幼児 4時間 15:00～17:30 (1回350円 月額5,000円)																																										
休園日 保育料の設定	日祝祭日、年末年始 市基準	土日祝祭日、春夏秋冬休み期間 実経費から補助を含め健全運営ができるであろう全額。近隣園も考慮。																																										
給食の有無	給食：あり(3～5歳児は幼稚園児と同様の外部調理搬入、お弁当日は施設内調理したものをお弁当箱に詰める、0～2歳時は施設内調理)	給食：週4日給食(外部調理搬入) 週1日お弁当																																										
給食費	3歳以上児主食費1,500円徴収 (H15.4.1.現在)	実費徴収 (H15.4.1.現在)																																										
6	年齢別児童数(現員) 保育所部門 幼稚園部門 H15.10.1.	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>0歳</th> <th>1歳</th> <th>2歳</th> <th>3歳</th> <th>4歳</th> <th>5歳</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>幼稚園部門 現員</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>2</td> <td>64</td> <td>117</td> <td>97</td> <td>280</td> </tr> <tr> <td>保育所部門 定員</td> <td>12</td> <td>12</td> <td>12</td> <td>12</td> <td>6</td> <td>6</td> <td>60</td> </tr> <tr> <td>現員</td> <td>6</td> <td>19</td> <td>18</td> <td>14</td> <td>13</td> <td>3</td> <td>73</td> </tr> </tbody> </table>	区分	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計	幼稚園部門 現員	—	—	2	64	117	97	280	保育所部門 定員	12	12	12	12	6	6	60	現員	6	19	18	14	13	3	73										
区分	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計																																					
幼稚園部門 現員	—	—	2	64	117	97	280																																					
保育所部門 定員	12	12	12	12	6	6	60																																					
現員	6	19	18	14	13	3	73																																					
7	クラス編成	幼保合同クラス																																										
8	合同保育の概要	保育所の3～5歳児が平日の10:00～14:00幼稚園に移動し、各クラスに別れて、幼稚園教育要領に基づく幼稚園教育を受ける。																																										
9	合同保育の実施場所	幼稚園の保育室・遊戯室・園庭																																										
10	保育者の資格	保育者全員が幼稚園教諭・保育士資格併有																																										
11	保育者の配置基準 (合同保育)	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>幼稚園児</th> <th>保育園児</th> <th>計</th> <th>幼稚園教諭 (各クラスの担任)</th> <th>保育士 (補助)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3歳児</td> <td>20</td> <td>7</td> <td>27</td> <td>1</td> <td>3歳児(13人)</td> </tr> <tr> <td>3歳児</td> <td>19</td> <td>6</td> <td>25</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>4歳児</td> <td>26</td> <td>4</td> <td>30</td> <td>1</td> <td>4～5歳児(18人)</td> </tr> <tr> <td>4歳児</td> <td>24</td> <td>4</td> <td>28</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>4歳児</td> <td>25</td> <td>5</td> <td>30</td> <td>1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5歳児</td> <td>22</td> <td>3</td> <td>25</td> <td>1</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		幼稚園児	保育園児	計	幼稚園教諭 (各クラスの担任)	保育士 (補助)	3歳児	20	7	27	1	3歳児(13人)	3歳児	19	6	25	1	1	4歳児	26	4	30	1	4～5歳児(18人)	4歳児	24	4	28	1	1	4歳児	25	5	30	1		5歳児	22	3	25	1	
	幼稚園児	保育園児	計	幼稚園教諭 (各クラスの担任)	保育士 (補助)																																							
3歳児	20	7	27	1	3歳児(13人)																																							
3歳児	19	6	25	1	1																																							
4歳児	26	4	30	1	4～5歳児(18人)																																							
4歳児	24	4	28	1	1																																							
4歳児	25	5	30	1																																								
5歳児	22	3	25	1																																								
12	施設共用化の状況	遊戯室																																										
13	職員の兼務状況	事務長																																										
14	保護者会	幼稚園と保育所は別組織																																										
15	合同保育のメリット	<ul style="list-style-type: none"> ①幼稚園教育が受けられる ②大きな集団の経験 ③幼保の子どもの交流 ④幼保の職員間の協力と刺激 																																										
	合同保育の課題	保育所保護者の中から、昼間、幼稚園に通うことに対する不満の声もきかれる。(幼稚園での教育が活動の中心となっているが、幼稚園には通わずに保育所で一日を過ごし、そこでの保育を充実させて欲しいという意見もある。)																																										

16	運営面での課題	
17	その他（施設の特徴など）	<p>①幼稚園の空き教室に保育所を併設 本園は 38 年間にわたってこの地域で幼児教育を行ってきた。少子化にともない入園児が減少し、空き教室ができたため、平成 14 年度から保育所を併設することとした。</p> <p>②保育園児にとっても、幼稚園教育が主活動 3～5 歳児は幼稚園の基本保育時間帯は棟続きの幼稚園に移動し、そこでの教育活動を保育の中心に据えている。これとの対比で、保育園児（3～5 歳児）が保育所で過ごす朝夕の時間帯は、ゆったりと過ごすことを主眼としている。</p>

1	施設No.	5							
2	設置主体	学校法人・社会福祉法人							
3	施設形態	同一敷地							
4	合同保育の実施理由	昭和40年代後半団地の開発に際して保育園が設立され、その後同団地の人口の急増に伴い入園希望者が急増し、保育所の定員増だけでは追いつかない一方で全ての希望者が長時間保育を必要とはしていない状況であったため、昭和50年代に保育所用地に隣接した用地を取得し、これを寄付して学校法人を設立したことにより、幼稚園・保育所の併設となった。							
5	所管部局 対象年齢 入園基準 基本保育時間 延長保育・預かり保育 休園日 保育料の設定 給食の有無 給食費	保育所部門	幼稚園部門						
		保健福祉部児童支援課 0歳児～5歳児 家庭における保育に欠ける児童 8:30～16:30 7:30～18:30 日曜・祝祭日・年末年始 市の保育料徴収基準による 完全給食 給食費は保育料に含まれる	教育委員会・学務課 3歳児～5歳児 8:30～14:00 8:00～17:00 土曜・日曜・祝祭日・年末年始・夏休み ・冬休み・春休み 現行 月額22,000円 外注 週2回 給食費は実費徴収 2400円						
6	年齢別児童数(頭数) 保育所部門 幼稚園部門	区 分	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
		幼稚園部門	1	5	6	17	19	1	71
		保育所部門	—	—	—	35	77	71	183
7	クラス編成	保育所	幼稚園						
		0・1歳児クラス～1 2歳児クラス～1 3歳～5歳 各1クラス 幼保共に縦割り保育のクラスをベースに、課題活動は幼保合同の年齢別クラスに分かれ、自由遊びは年齢・幼保の区別なく一緒に活動	3歳～5歳 各2クラス						
8	合同保育の概要	8:30～9:30 園庭自由保育(全園児合同) 10:00～11:00 クラス別設定保育(幼保(3歳児以上)合同) 11:00～11:30 園庭自由保育 13:00～13:40 クラス別設定保育(幼・保)							
9	合同保育の実施場所	幼保全体の施設を利用							
10	保育者の資格	保育士および幼稚園教諭							
11	保育者の配置基準	3～5歳児クラス 各保育士1名 幼稚園教諭3名							
12	施設の共用化の状況	共有していないが、双方の施設を共に使用している							
13	職員の兼務状況	共用の職員はいないが、双方の職員が協力して保育にあたっている							
14	保護者会	共通の会							
15	合同保育のメリットと課題	正規の保育終了後の子どもの心身の疲労							
16	運営面での課題	<ul style="list-style-type: none"> ・幼保双方の保護者の生活状況についてはあまり大きな格差はないが、経費負担について大きな格差があることにつき幼稚園の保護者負担の軽減を希望している。 ・公立園と比較し入園料・保育料の利用者負担が大きい ・保育士資格のみの職員の幼稚園教諭資格取得の困難さ ・会計処理を別々にし、混乱が生じないように配慮するなど制度面の煩雑さ 							
17	その他(施設の特徴など)	<ul style="list-style-type: none"> ・2歳児を対象とする親子教室や未就園児の遊びの広場などの子育て支援活動も同じ施設内で実施している ・隔週で英語・体育の指導を行っている(幼保合同) 							

1	施設No.	6																																
2	設置主体	区																																
3	施設形態	条例による完全一元化																																
4	合同保育の実施理由																																	
5		<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>保育園部門</th> <th>幼稚園部門</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所管部局 対象年齢 入園基準</td> <td>保険福祉部子育て推進課 0～2歳児 ①保育に欠ける児童 ②子育て不安があるなど保育を必要とする児童</td> <td>教育委員会 3～5歳児 ①保育に欠ける児童（長時間児） ②区在住の児童（短時間児）</td> </tr> <tr> <td>基本保育時間</td> <td>7:30～18:30</td> <td>①7:30～18:30（長時間児） ②8:40～13:50（短時間児）</td> </tr> <tr> <td>延長保育・預かり保育</td> <td>18:30～19:30</td> <td>延長保育：18:30～19:30 預かり保育：開園日時内</td> </tr> <tr> <td>休園日</td> <td>日祝祭日、年末年始（12/29～1/3）</td> <td>①保育所部門と同じ（長時間児） ②土日祝祭日、春夏冬長期休業日（短時間児）</td> </tr> <tr> <td>保育料の設定</td> <td>区保育所保育料と同額</td> <td>長時間児：他の保育園との均衡を図るために、4、5歳児の保育所料から給食費相当を除いた額を基本に設定。給食費は別途実費徴収。 短時間児：長時間児の50%</td> </tr> <tr> <td>給食有無 給食費</td> <td>給食：有り 給食費：保育料に含む (H 15.10.1現在)</td> <td>給食：有り 給食費：月7,100円（長時間児） 月4,000円（短時間児） (H 15.10.1現在)</td> </tr> </tbody> </table>		保育園部門	幼稚園部門	所管部局 対象年齢 入園基準	保険福祉部子育て推進課 0～2歳児 ①保育に欠ける児童 ②子育て不安があるなど保育を必要とする児童	教育委員会 3～5歳児 ①保育に欠ける児童（長時間児） ②区在住の児童（短時間児）	基本保育時間	7:30～18:30	①7:30～18:30（長時間児） ②8:40～13:50（短時間児）	延長保育・預かり保育	18:30～19:30	延長保育：18:30～19:30 預かり保育：開園日時内	休園日	日祝祭日、年末年始（12/29～1/3）	①保育所部門と同じ（長時間児） ②土日祝祭日、春夏冬長期休業日（短時間児）	保育料の設定	区保育所保育料と同額	長時間児：他の保育園との均衡を図るために、4、5歳児の保育所料から給食費相当を除いた額を基本に設定。給食費は別途実費徴収。 短時間児：長時間児の50%	給食有無 給食費	給食：有り 給食費：保育料に含む (H 15.10.1現在)	給食：有り 給食費：月7,100円（長時間児） 月4,000円（短時間児） (H 15.10.1現在)											
	保育園部門	幼稚園部門																																
所管部局 対象年齢 入園基準	保険福祉部子育て推進課 0～2歳児 ①保育に欠ける児童 ②子育て不安があるなど保育を必要とする児童	教育委員会 3～5歳児 ①保育に欠ける児童（長時間児） ②区在住の児童（短時間児）																																
基本保育時間	7:30～18:30	①7:30～18:30（長時間児） ②8:40～13:50（短時間児）																																
延長保育・預かり保育	18:30～19:30	延長保育：18:30～19:30 預かり保育：開園日時内																																
休園日	日祝祭日、年末年始（12/29～1/3）	①保育所部門と同じ（長時間児） ②土日祝祭日、春夏冬長期休業日（短時間児）																																
保育料の設定	区保育所保育料と同額	長時間児：他の保育園との均衡を図るために、4、5歳児の保育所料から給食費相当を除いた額を基本に設定。給食費は別途実費徴収。 短時間児：長時間児の50%																																
給食有無 給食費	給食：有り 給食費：保育料に含む (H 15.10.1現在)	給食：有り 給食費：月7,100円（長時間児） 月4,000円（短時間児） (H 15.10.1現在)																																
6	年齢別児童数（現員） 保育所部門 幼稚園部門	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>0歳</th> <th>1歳</th> <th>2歳</th> <th>3歳</th> <th>4歳</th> <th>5歳</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>幼稚園部門 現員</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>27</td> <td>26</td> <td>22</td> <td>75</td> </tr> <tr> <td>保育所部門 定員</td> <td>12</td> <td>15</td> <td>16</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>43</td> </tr> <tr> <td>保育所部門 現員</td> <td>9</td> <td>16</td> <td>14</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>39</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">(15年10月1日現在)</p>	区分	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計	幼稚園部門 現員	—	—	—	27	26	22	75	保育所部門 定員	12	15	16	—	—	—	43	保育所部門 現員	9	16	14	—	—	—	39
区分	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計																											
幼稚園部門 現員	—	—	—	27	26	22	75																											
保育所部門 定員	12	15	16	—	—	—	43																											
保育所部門 現員	9	16	14	—	—	—	39																											
7	クラス編成	幼保別クラスで、年齢別に編成（幼稚園部門：3、4、5歳のクラス 保育所部門：0、1、2歳の3クラス）																																
8	合同保育の概要																																	
9	合同保育の実施場所																																	
10	保育者の資格	0歳児、1歳児の保育者は、保育士、看護師の資格を併有 2歳児、3歳児、4歳児、5歳児の保育者は、幼稚園教諭・保育士資格併有																																
11	保育者の配置基準	0歳児クラス：5人 2～5歳児クラス：それぞれ4人																																
12	施設の共用化の状況	施設全体																																
13	職員の兼務状況	1人の園長を下に、幼稚園教諭と保育士がそれぞれの専門性を活かしながら一体となって園の運営に当たっている。よって、運営は職員全体で行っている。尚、人事管理は幼稚園教諭は、教育委員会、保育士等は、保険福祉部が行っている。																																
14	保護者会																																	
15	合同保育のメリット	<p>利用者の声</p> <p>①年齢や保護者の就労形態で区別されることがなく、こども園の中で同じ内容の育成課程を受けられることは良いことである。</p> <p>②保護者の家庭状況の変化に応じて、保育時間のパターンを選択できて大変助かる。</p>																																
	合同保育の課題	同一敷地内で保育と共に幼稚園としての幼児教育が受けられて良い。②																																
16	運営面での課題	<p>①保育士と幼稚園教諭がそれぞれの専門性を活かしながら一体となって運営に当たること。</p> <p>②小学校と併設されていることなどの利点を最大限に活かしていくこと。</p> <p>③保育所保育指針と幼稚園教育要領に基づいて作成した、区独自の乳幼児育成方針により、0～5歳児までの一貫した育成を行うこと。</p>																																
17	その他																																	

1	施設No.	7																															
2	設置主体	社会福祉法人・学校法人																															
3	施設形態	合築施設																															
4	合同保育の実施理由	昭和40年代に無認可保育所からスタート。数年後に改修して学校法人の幼稚園として開設した後も、家庭的な集団保育を目指して、居心地の良い生活の場とすることや、長時間保育に取り組んできた。平成13年に改修する際に、待機児対策として保育所も併設し、合同保育に取り組んだ。																															
5	所管部局 対象年齢 入園基準 基本保育時間 延長保育・預かり保育 休園日 保育料の設定 給食の有無 給食費	保育所部門 健康福祉課 生後3ヶ月～小学校就学未満 保育に欠ける状態の必要度から 7:30～18:30(全員) 18:30～19:00 日祭日・年末年始(12/29～1/3) 町条例による保育料 (延長保育は無料) 給食:あり(保育園内調理室) 3歳以上児 主食代月1,000円(保育料とは別に実費徴収)	幼稚園部門 教育委員会教育総務課 3～5歳児 満3歳児に達した子ども 8:30～14:00 朝:7:30～8:30 午後:14:00～18:30 土日祭日、夏冬春休み、開園記念日 月額22,500円 (預かり保育は、1時間400円) 給食:あり(保育園の給食を買取、水曜日のみ弁当) 月額4,860円(除8月)																														
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>0歳</th> <th>1歳</th> <th>2歳</th> <th>3歳</th> <th>4歳</th> <th>5歳</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>幼稚園部門 現員</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>22</td> <td>45</td> <td>49</td> <td>116</td> </tr> <tr> <td>保育所部門 定員</td> <td>6</td> <td>6</td> <td>8</td> <td>10</td> <td>30</td> <td></td> <td>60</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3</td> <td>12</td> <td>12</td> <td>12</td> <td>14</td> <td>12</td> <td>65</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">(H 15.10.1.現在)</p>		区分	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計	幼稚園部門 現員	—	—	—	22	45	49	116	保育所部門 定員	6	6	8	10	30		60		3	12	12	12	14
区分	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計																										
幼稚園部門 現員	—	—	—	22	45	49	116																										
保育所部門 定員	6	6	8	10	30		60																										
	3	12	12	12	14	12	65																										
6	年齢別児童数(現員) 保育所部門 幼稚園部門																																
7	クラス編成	幼稚園部門:3～5歳児異年齢混合クラス 4クラス 保育所部門:3～5歳児異年齢混合クラス 1クラス 0・1歳児 1クラス、2歳児 1クラス																															
8	合同保育の概要	改修に際して保育園を併設し、保育所入所待機児対策とした。合築施設であり、幼稚園の基本保育時間帯に合同保育を行っている。3歳から5歳の異年齢混合クラスは幼保別だが、幼稚園児登園後は主としてコーナー保育を行っているため(幼稚園の教室・園庭に各コーナーを設定、幼稚園教諭・保育士が組んで担当)、クラスに関係なく、保育園児も幼稚園児も入り交じって、それぞれの関心に沿って活動している。昼食は保育所のランチルームで幼保一緒に取る。その後のバス降園・徒歩降園・午睡(保育園児)ごとに、クラス分けがなされている。																															
9	合同保育の実施場所	幼稚園・保育所の保育室・園庭・ランチルーム																															
10	保育者の資格	保育園は保育士資格、幼稚園は幼稚園教諭資格																															
11	保育者の配置基準	①3～5歳児 19人(保育園児) ①②クラス合わせて保育士3人 ②3～5歳児 19人(保育園児) ③3～5歳児 28人(幼稚園児) ③④クラスあわせて幼稚園教諭3人 ④3～5歳児 26人(") ⑤3～5歳児 29人(") ⑤⑥クラスあわせて幼稚園教諭4人 ⑥3～5歳児 33人(")																															
12	施設の共用化の状況	園庭・保育室・ランチルーム(幼稚園部分、保育所部分全てを共用)																															
13	職員の兼務状況	兼務職員なし。調理師については保育所で雇用。																															
14	保護者会	保育所・幼稚園、別の組織																															

15	合同保育の メリット	<p>①地域の子どもに「自立（発達）につながる良い環境」を設定できる。 保育所の持つ家庭的な居心地の良い“生活”と、幼稚園の持つ綿密なカリキュラムに基づく保育とを融合して、保育園児・幼稚園児の区別なく、地域の子どもに質の高い保育を提供している。実際に、保育所保護者の中には、保育園と幼稚園が一体となって幼稚園児と同じ経験ができることで本園を選び、入園の申込みをする方が多くなっている。</p> <p>②幼保で補完し合って効率的なローテーションを組める タイムスケジュールが異なることから、それぞれ手の空く時間が異なり、これを効率よく組み合わせることで保育の準備などを行っている。</p> <p>③0歳から就学前までの子どもの自然な交流 自発的に3歳未満児のお世話に行く子ども、3歳未満児がコーナーに遊びに来ることもあり、3～5歳児にとどまらず、0歳児から就学前までの様々な子ども間に自然な交流がなされている。 幼保のデイリープログラムの違いからフリーになれる時間帯が異なっている。 このため互いに不足部分を補い合い、効率的に協力し合うことができる。</p>
	合同保育の 課題	<p>① 幼保一緒の職員会議を設定することが難しい。 保育士と幼稚園教諭の所属はそれぞれ異なっているにもかかわらず、全員が保育観を同じにし保育計画の共通理解をするための合同ミーティングの場を努めて設けることとしている。しかし、幼保のデイリープログラムの違いから、同じ時間帯に会議を開くことが難しい。</p>
16	運営面での課題	<p>①会計基準が違い、事務が複雑なため、事務職員はそれぞれ1人ずつ必要である。</p> <p>②財政面で共有のものは人数、面積、時間等により按分し、協定書を作り明確にしておくこと。</p> <p>③現在、幼保間の職員の人事異動は行っていないが、今後の課題</p> <p>④幼稚園・保育所それぞれの研修の相互参加も、今後の課題</p>
17	その他（施設 の特徴など）	<p>本園は、規制緩和が認められる以前の改修であったため、建物・職員配置・運営体制等は幼保それぞれの制度に従って厳然と区別がなされており、異なる制度に基づいて作られた保育所と幼稚園とが合築するスタイルとなっている。しかし保育の内実をみると、逆に幼保が融合して、設備・保育者の役割・保育の特性を共有・補完し合っている。つまり「質の高い保育を地域の子ども達に提供する」という園の保育理念に基づき、保育所・幼稚園のそれぞれの基準に合わせるのではなく、より質の高い保育環境・内容を目指して、①建物、②保育者、③カリキュラム、を充実し、これを基盤として、i) 異年齢保育、ii) コーナー保育、iii) 自然との一体的保育、に取り組んでいる。本園がもともと開設時から幼保を融合する保育を理念とし、豊かな生活環境とカリキュラムに基づく保育の展開を重視して、取り組んできたことによる。</p>

1	施設No.	8																																
2	設置主体	町																																
3	施設形態	同一敷地内別施設																																
4	合同保育の実施理由	平成12年に町立幼稚園を統合（町内2カ所から1カ所へ）するにともない、幼稚園と保育所（町内に1カ所のみ）が同一敷地内となったことを契機に、開始する。（少子化対策）																																
5	所管部局 対象年齢 入園基準 基本保育時間 延長保育・預かり保育 休園日 保育料の設定 給食の有無 給食費	保育所部門																																
		幼稚園部門																																
		教育委員会 8カ月～就学前 保育に欠ける子ども 8:00～16:00 朝:7:30～8:00 午後:16:00～17:45 日祭日、年末年始 国徴収基準額の65% （延長保育は無料） 給食:あり （3～5歳児は幼稚園児と同様に給食センターから搬送、0～2歳児は保育園内調理室） 給食費:無し																																
		教育委員会 満3歳～就学前 町内の希望者 8:30～14:00 午後:14:00～16:00 土日祭日・夏（2週間）・冬・春休み 保育料:月額3,000円 通園バス利用者:月額1,500円 延長保育料:月額2,000円 給食:あり 給食費:月額3,200円																																
6	年齢別児童数(現員)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>0歳</th> <th>1歳</th> <th>2歳</th> <th>3歳</th> <th>4歳</th> <th>5歳</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>幼稚園部門 現員</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>32</td> <td>48</td> <td>37</td> <td>117</td> </tr> <tr> <td>保育所部門 定員</td> <td>3</td> <td>18</td> <td>12</td> <td></td> <td></td> <td>12</td> <td></td> </tr> <tr> <td>保育所部門 現員</td> <td>1</td> <td>16</td> <td>12</td> <td>9</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>48</td> </tr> </tbody> </table>	区分	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計	幼稚園部門 現員	—	—	—	32	48	37	117	保育所部門 定員	3	18	12			12		保育所部門 現員	1	16	12	9	5	5	48
区分	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計																											
幼稚園部門 現員	—	—	—	32	48	37	117																											
保育所部門 定員	3	18	12			12																												
保育所部門 現員	1	16	12	9	5	5	48																											
7	クラス編成	幼保合同クラス編成 （幼稚園部門:3～5歳児、各年齢とも2クラス 保育所部門:0歳児1クラス、1歳児2クラス、2歳児1クラス、 3～5歳児はpm4時以降は保育所に戻り、1クラス）																																
8	合同保育の概要	3歳児以上が、幼稚園で合同保育を実施。保育園児（3～5歳児）は幼稚園に登園して午後4時まで合同保育を受ける。幼稚園終了後（16:00）は保育所に移り、保育を受ける。																																
9	合同保育の実施場所	幼稚園の教室																																
10	保育者の資格	幼稚園は幼稚園教諭、保育所は保育士資格で採用してきた。実際には、幼稚園教諭・保育士資格を併有している保育者と、幼稚園教諭免許のみを有している保育者がいる。平成15年度の新規採用では、両資格を持つ者を採用。																																
11	保育者の配置基準	幼稚園:各クラス1名のクラス担任（幼稚園教諭） （1クラス児童数20～27人） 保育所:3～5歳児担当保育士1名（幼稚園で各クラスを巡回している） （3～5歳児保育園児数 19人）																																
12	施設の共用化の状況	園庭、幼稚園ホール、保育所ホール																																
13	職員の兼務状況	なし																																
14	保護者会	幼稚園・保育所で別組織																																

15	<p>合同保育の メリット</p>	<p>過疎化・少子化が進む町における子育ての保障</p> <p>①同年齢の子ども集団の確保 子どもの数が少ないことから合同保育実施以前の保育所は4～5歳児合同保育を行っていた。幼稚園で幼保合同保育を行うことによって、保育園児も年齢別保育が可能となった</p> <p>②子ども同士の関係の偏りの是正 合同保育実施以前は、小学校入学後に保育園児同士、幼稚園児同士のグループ化がみられたが、合同保育実施後は子ども同士の関係に所属別の偏りは見られない。 (町内に保育所・幼稚園は1カ所ずつのみであり、平成16年度からは現在2カ所ある小学校も幼保に隣接する1カ所に統合され、中学も1カ所である。つまりこの町の子ども達は全て唯一の小学校・中学校へ通うのであり、狭い人間関係をさらに幼保で分断しないことが、必要とされる。)</p>
	<p>合同保育の 課題</p>	<p>①保護者同士の関係 保護者会が幼稚園・保育所で別組織となっている。行事の手伝いは双方から出しているが、幼稚園の保護者には、保育所の保護者への不満もある。</p> <p>②幼保別々の職員会議 保育所・幼稚園は別々に会議を開いている。毎日の幼稚園の職員会議(16:15～)に、幼稚園を巡回している3～5歳児担当保育士は、保育園児の保育中で参加できない。</p> <p>③職員の帰属意識 職員の幼保それぞれへの帰属意識があることから、柔軟な協力体制が難しい。例えば、幼稚園のクラス担任は、「保育」に関しては幼稚園児も保育園児も含めて行っているが、「児童の個別記録(指導要録)」「保護者への連絡・援助」は幼稚園児のみを担当、保育園児については幼稚園で巡回している3～5歳児担当の保育士が行っている。朝の登園時に幼稚園職員がローテーションに加わるなど、徐々に取り組んでいるところである。</p> <p>④小学校との連携の不均衡 クラス担当幼稚園教諭は幼稚園児の分のみ、「指導要録」を作成しており、就学に際してこの記録のみ小学校に提出している。保育園児については、幼稚園の各クラスを巡回している3～5歳児担当保育士が「児童票」を作成しているが、これは小学校に提出しない。</p>
16	<p>運営面での課題</p>	<p>①幼保間の人事異動(資格保有の問題) 保育所・幼稚園間で人事異動を行いたい、幼稚園免許・保育士資格、いずれか一つだけの職員がいるため、スムーズにできない。保育士試験や幼稚園教諭の通信教育で両資格を取得するよう促している。今年度新規職員採用では、両資格の取得者を採用。</p> <p>②住民福祉課との連携の問題(教育委員会の一括管轄) 保育所の入所申し込み・手続きは、保育所を窓口として保育所長が行っている。所内の事務手続きにあたっては住民福祉課との連携が必要だが、合同保育によって保育所が教育委員会の管轄下になったため、従来のように同じ課内にあった時と比べて、確認・連携が煩雑である。</p>
17	<p>その他(施設 の特徴など)</p>	<p>登園(8:00)から降園(16:00)までの一貫保育(保育が分断されない)によって、保育園児と幼稚園児は人間関係・生活体験・活動基盤を共有している。合同保育開始直後の平成12～14年度、保育園児は保育園に登園(8:00～8:15)し、その後保育士とともに幼稚園に移動(9:30)、さらに夕方16:00に保育士と共に保育所に戻ってきた。 平成15年度からは、保育園児の登園も幼稚園で受け入れる(8:00～)ことに変えた。このために保育士(3～5歳児担当1名)とともに幼稚園教諭もローテーションを組み、協力して朝の保育園児の受け入れを行なっている。 また幼稚園児の預かり保育の時間帯(14:00～16:00)も、クラス担任の幼稚園教諭がクラスでそのまま保育を行っている。幼稚園5歳児の大半は午後16時までの預かり保育を受け、保育園児も16時に降園する子どもが多くなっている。つまり保育園児は登園(8:00～)から降園(16:00)まで幼稚園児と共に幼稚園で一貫した保育を受けており、保育の場・保育者が「早朝保育」「合同保育」「延長(預かり)保育」という場面ごとに分断されることがない。 このように、保育園児・幼稚園児の保育時間の差が少なく、一日の遊び・生活時間の大半を幼稚園で共に過ごしていることから、子ども同士の関係の偏りがみられない。平成15年度以前は、保育所・幼稚園それぞれの帰属意識が強く、いわば「保育園児が昼間、幼稚園に遊びに行く」というような感覚があったが、それがなくなり、幼稚園を活動の基盤としている。</p>

1	施設No.	9																								
2	設置主体	市																								
3	施設形態	併設																								
4	合同保育の実施理由	昭和40年代の後半、団地の開発による人口急増に伴い、幼稚園、保育園も急増。昭和54年にピークを迎え、その後減少。昭和61年にはこの地区の幼稚園入園希望者はゼロ。幼稚園存続のため、それまで1年保育だった幼稚園を2年保育とし、地続きの敷地内にあった保育園と幼稚園の合同保育を導入。																								
5	所管部局 対象年齢 入園基準 基本保育時間 延長保育・預かり保育 休園日 保育料の設定 給食の有無 給食費	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">保育所部門</th> <th colspan="2">幼稚園部門</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市長→教育部長兼保健福祉部長→保育幼稚園課長→園長</td> <td>生後6ヶ月～就学前 保育に欠ける乳幼児</td> <td>教育委員会教育部長兼保健福祉部長→保育幼稚園課長→園長</td> <td>3歳～就学前 教育を希望する幼児</td> </tr> <tr> <td>8:30～16:30 7:30～8:30 16:30～18:00</td> <td>日曜日・祝祭日・年末年始 (12/29～1/3) 15年国基準の約6割</td> <td>8:45～14:30</td> <td></td> </tr> <tr> <td>有り 主食代 600円/月</td> <td></td> <td>土曜日・日曜日・祝祭日 春 3/25～4/4 夏 7/21～8/31 冬 12/25～1/7 7,000円/月(減免制度有り)</td> <td>有り 給食費 3,700円/月 主食代 600円/月</td> </tr> </tbody> </table>	保育所部門		幼稚園部門		市長→教育部長兼保健福祉部長→保育幼稚園課長→園長	生後6ヶ月～就学前 保育に欠ける乳幼児	教育委員会教育部長兼保健福祉部長→保育幼稚園課長→園長	3歳～就学前 教育を希望する幼児	8:30～16:30 7:30～8:30 16:30～18:00	日曜日・祝祭日・年末年始 (12/29～1/3) 15年国基準の約6割	8:45～14:30		有り 主食代 600円/月		土曜日・日曜日・祝祭日 春 3/25～4/4 夏 7/21～8/31 冬 12/25～1/7 7,000円/月(減免制度有り)	有り 給食費 3,700円/月 主食代 600円/月								
保育所部門		幼稚園部門																								
市長→教育部長兼保健福祉部長→保育幼稚園課長→園長	生後6ヶ月～就学前 保育に欠ける乳幼児	教育委員会教育部長兼保健福祉部長→保育幼稚園課長→園長	3歳～就学前 教育を希望する幼児																							
8:30～16:30 7:30～8:30 16:30～18:00	日曜日・祝祭日・年末年始 (12/29～1/3) 15年国基準の約6割	8:45～14:30																								
有り 主食代 600円/月		土曜日・日曜日・祝祭日 春 3/25～4/4 夏 7/21～8/31 冬 12/25～1/7 7,000円/月(減免制度有り)	有り 給食費 3,700円/月 主食代 600円/月																							
6	年齢別児童数(現員) 保育所部門 幼稚園部門	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>0歳</th> <th>1歳</th> <th>2歳</th> <th>3歳</th> <th>4歳</th> <th>5歳</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>幼稚園部門</td> <td>1</td> <td>9</td> <td>11</td> <td>16</td> <td>14</td> <td>10</td> <td>55</td> </tr> <tr> <td>保育所部門</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>12</td> <td>7</td> <td>8</td> <td>27</td> </tr> </tbody> </table>	区分	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計	幼稚園部門	1	9	11	16	14	10	55	保育所部門	—	—	—	12	7	8	27
区分	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計																			
幼稚園部門	1	9	11	16	14	10	55																			
保育所部門	—	—	—	12	7	8	27																			
7	クラス編成	3歳児 1クラス(幼・保混合保育) 4歳児 1クラス(幼・保混合保育) 5歳児 1クラス(幼・保混合保育)																								
8	合同保育の概要	常に幼保の同年齢保育を基本として、異年齢児との交流も行っている。合同保育時間は幼稚園児の在園する時間。																								
9	合同保育の実施場所	施設全体																								
10	保育者の資格	幼稚園教諭と保育士の併有を条件としている。																								
11	保育者の配置基準	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">保育所</th> <th colspan="2">幼稚園</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0歳児</td> <td>3:1</td> <td>3歳児</td> <td>20:1</td> </tr> <tr> <td>1歳児</td> <td>4:1</td> <td>4歳児</td> <td>30:1</td> </tr> <tr> <td>2歳児</td> <td>6:1</td> <td>5歳児</td> <td>30:1</td> </tr> <tr> <td>3歳児</td> <td>20:1</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>4・5歳児</td> <td>30:1</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	保育所		幼稚園		0歳児	3:1	3歳児	20:1	1歳児	4:1	4歳児	30:1	2歳児	6:1	5歳児	30:1	3歳児	20:1			4・5歳児	30:1		
保育所		幼稚園																								
0歳児	3:1	3歳児	20:1																							
1歳児	4:1	4歳児	30:1																							
2歳児	6:1	5歳児	30:1																							
3歳児	20:1																									
4・5歳児	30:1																									
12	施設の共用化の状況	園庭、職員室、遊戯室、保育室、調理室																								
13	職員の兼務状況	園長																								
14	保護者会	一本化(15年度は保育園保護者が会長)																								
15	合同保育のメリットと課題	<ul style="list-style-type: none"> ・完全な一体化で、保育園でも幼稚園でもない「幼児園」 ・園長のみならず、所管課長及び部長も一人が両方の役職を兼ねる。例えば教育部長と保健福祉部長が兼任。意志決定も一本化。 ・職員の給与も全員公務員の規定を適応。 ・勤務体制も全ての職員で同一のローテーションを組んでいる。 (現在合同保育としてはスムーズに実施されているが、合同保育が導入されてすでに18年の歴史があり、いろいろの試行錯誤があり、やっと今日に至っているとのこと)																								

16	運営面での課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 財政面に問題があり、今後合同保育園を増やす予定はない。合同保育園を導入した頃のような集団性の確保（幼稚園児が極端に減少）の必要性がないこと、保育園しかない・幼稚園しかないといった地域性的問題もないこと、財政面でのメリットもないこと、がその理由。 ・ 最近の傾向として、保育園希望者が増え、幼稚園希望者は減少している。また保育園入園条件である「保育に欠ける」内容も変化しており、パート 就労の母親が増えている。このことは所得の低い階層が増える事となり、財政的にも保育所運営は非常に厳しい。
17	その他（施設の特徴など）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市全体での人事交流が盛ん。合同保育園からそれぞれ単独の保育園、幼稚園へ異動した者が、合同保育の経験を持ち帰る。このことが大変有意義である。 ・ 保育時間差による問題を考慮して、幼稚園の降園時間を3歳児は昼寝前の13:30、4・5歳児はおやつ前の14:30に設定している（単独の幼稚園は14:00降園。また4・5歳児はほとんどの児童が17:00には降園するため、昼寝はなし）。 ・ 職員研修は保育園、幼稚園の全ての研修に参加。0,1,2歳児の職員が幼稚園の研修に参加することもある。 ・ 園長が保育所経験者であることが、状況を明確化していて、子ども達に対しての一斉的な対応が少ない。全体として、保育園化の傾向が認められる。

1	施設No.	10																																
2	設置主体	社会福祉法人																																
3	施設形態	併設（共有化施設・一体的運営）																																
4	合同保育の実施理由																																	
5		<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>保育所部門</th> <th>幼稚園部門</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所管部局</td> <td>こども未来部 保育課</td> <td>教育委員会 幼児教育課</td> </tr> <tr> <td>対象年齢</td> <td>1～5歳児</td> <td>3～5歳児</td> </tr> <tr> <td>入園基準</td> <td>保育に欠ける児童</td> <td>保護者の希望</td> </tr> <tr> <td>基本保育時間</td> <td>7:00～18:00</td> <td>9:00～14:00</td> </tr> <tr> <td>延長保育・預かり保育</td> <td>18:00～19:00 (1日100円、月極1,000円)</td> <td>14:00～18:00 (一日800円)</td> </tr> <tr> <td>休園日</td> <td>日、祝祭日、12/29～1/4</td> <td>土日、祝祭日</td> </tr> <tr> <td>保育料の設定</td> <td>国の徴収基準額の70%以内を基本とする。</td> <td>3歳児：28,000円 4歳児：26,000円 5歳児：26,000円</td> </tr> <tr> <td>給食有無及び給食費</td> <td>給食：あり（自園給食） 給食費：保育料に含む (H15.4.1.現在)</td> <td>給食：あり（自園給食、週3回） 給食費：保育料に含む (H15.4.1.現在)</td> </tr> </tbody> </table>		保育所部門	幼稚園部門	所管部局	こども未来部 保育課	教育委員会 幼児教育課	対象年齢	1～5歳児	3～5歳児	入園基準	保育に欠ける児童	保護者の希望	基本保育時間	7:00～18:00	9:00～14:00	延長保育・預かり保育	18:00～19:00 (1日100円、月極1,000円)	14:00～18:00 (一日800円)	休園日	日、祝祭日、12/29～1/4	土日、祝祭日	保育料の設定	国の徴収基準額の70%以内を基本とする。	3歳児：28,000円 4歳児：26,000円 5歳児：26,000円	給食有無及び給食費	給食：あり（自園給食） 給食費：保育料に含む (H15.4.1.現在)	給食：あり（自園給食、週3回） 給食費：保育料に含む (H15.4.1.現在)					
	保育所部門	幼稚園部門																																
所管部局	こども未来部 保育課	教育委員会 幼児教育課																																
対象年齢	1～5歳児	3～5歳児																																
入園基準	保育に欠ける児童	保護者の希望																																
基本保育時間	7:00～18:00	9:00～14:00																																
延長保育・預かり保育	18:00～19:00 (1日100円、月極1,000円)	14:00～18:00 (一日800円)																																
休園日	日、祝祭日、12/29～1/4	土日、祝祭日																																
保育料の設定	国の徴収基準額の70%以内を基本とする。	3歳児：28,000円 4歳児：26,000円 5歳児：26,000円																																
給食有無及び給食費	給食：あり（自園給食） 給食費：保育料に含む (H15.4.1.現在)	給食：あり（自園給食、週3回） 給食費：保育料に含む (H15.4.1.現在)																																
6	年齢別児童数(現員)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>0歳</th> <th>1歳</th> <th>2歳</th> <th>3歳</th> <th>4歳</th> <th>5歳</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>幼稚園部門 現員</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>60</td> <td>80</td> <td>70</td> <td>210</td> </tr> <tr> <td>保育所部門 定員</td> <td>6</td> <td>13</td> <td>13</td> <td>3</td> <td>5</td> <td></td> <td>40</td> </tr> <tr> <td>幼稚園部門 現員</td> <td></td> <td>4</td> <td>10</td> <td>10</td> <td>10</td> <td>1</td> <td>47</td> </tr> </tbody> </table>	区分	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計	幼稚園部門 現員	—	—	—	60	80	70	210	保育所部門 定員	6	13	13	3	5		40	幼稚園部門 現員		4	10	10	10	1	47
区分	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計																											
幼稚園部門 現員	—	—	—	60	80	70	210																											
保育所部門 定員	6	13	13	3	5		40																											
幼稚園部門 現員		4	10	10	10	1	47																											
7	クラス編成	幼稚園部門：年少・年中・年長それぞれ3クラス 保育所部門：1～3歳児は、年齢別クラス 4、5歳児は、幼保混合クラス																																
8	合同保育の概要	4、5歳児 9:00～14:00																																
9	合同保育の実施場所	幼稚園の保育室																																
10	保育者の資格	保育者全員が幼稚園教諭・保育士資格併有																																
11	保育者の配置基準																																	
12	施設の共用化の状況	園庭、遊戯室、調理室																																
13	職員の兼務状況	栄養士（調理も含む）																																
14	保護者会																																	
15	合同保育のメリット	○3歳までの10名という小集団から4歳からの30名近い集団となり、いろいろなタイプの子どもとの関わりができて嬉しい（利用者の声）。																																
	合同保育の課題	同施設中に異年齢が多く生活する中で、他者への思い等が感じ取れる。○																																
16	運営面での課題	○幼稚園と行事が同じなので曜日設定、時間設定に難しい面がある。 ○幼稚園が長期の休み中、保育園の職員体制が替わることで連絡、伝達が難しいこともある（利用者の声）。																																
17	その他（施設の特徴など）	○5年間、少人数のまま過ごすことで人間関係が固定化することを防ぐため、又多角的に多くの人との関わりの中での育ちのメリットを考え、混合保育を行っている。																																

1	施設No.	11																																
2	設置主体	町																																
3	施設形態	合築（一体的運営・合同保育）																																
4	合同保育の実施理由	町の中心産業は精錬所とその関連会社であり、住民の80%がこことかわりをもっている。子どもたちは地域で一緒に遊んだり生活しており、それを幼保で分断することなく同じ教育・保育を受けさせたいという前町長の発想に町民が全面的に賛同して実施に至った。																																
5	所管部局 対象年齢 入園基準 基本保育時間 延長保育・預かり保育 休園日 保育料の設定 給食有無及び 給食費	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">保育所部門</th> <th colspan="2">幼稚園部門</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教育委員会 6ヶ月～5歳児 保育に欠ける乳幼児 7:30～18:00 なし 土日祭日 給食：有り 給食費：4,500円 (H 15.10.1.現在)</td> <td></td> <td>教育委員会 3～5歳児 8:00～13:30 なし 土日祭日 5,700円 給食：完全給食 給食費：3～5歳児主食代1,300円 (H 15.10.1.現在)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	保育所部門		幼稚園部門		教育委員会 6ヶ月～5歳児 保育に欠ける乳幼児 7:30～18:00 なし 土日祭日 給食：有り 給食費：4,500円 (H 15.10.1.現在)		教育委員会 3～5歳児 8:00～13:30 なし 土日祭日 5,700円 給食：完全給食 給食費：3～5歳児主食代1,300円 (H 15.10.1.現在)																									
保育所部門		幼稚園部門																																
教育委員会 6ヶ月～5歳児 保育に欠ける乳幼児 7:30～18:00 なし 土日祭日 給食：有り 給食費：4,500円 (H 15.10.1.現在)		教育委員会 3～5歳児 8:00～13:30 なし 土日祭日 5,700円 給食：完全給食 給食費：3～5歳児主食代1,300円 (H 15.10.1.現在)																																
6	年齢別児童数(現員) 保育所部門 幼稚園部門	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>0歳</th> <th>1歳</th> <th>2歳</th> <th>3歳</th> <th>4歳</th> <th>5歳</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>幼稚園部門 現員</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>24</td> <td>23</td> <td>19</td> <td>66</td> </tr> <tr> <td>保育所部門 定員</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>保育所部門 現員</td> <td>3</td> <td>7</td> <td>10</td> <td>19</td> <td>8</td> <td>13</td> <td>60</td> </tr> </tbody> </table> (H 15.10.1.現在)	区分	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計	幼稚園部門 現員	—	—	—	24	23	19	66	保育所部門 定員								保育所部門 現員	3	7	10	19	8	13	60
区分	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計																											
幼稚園部門 現員	—	—	—	24	23	19	66																											
保育所部門 定員																																		
保育所部門 現員	3	7	10	19	8	13	60																											
7	クラス編成	幼保別クラスで、年齢別に編成																																
8	合同保育の概要	3～5歳児は8:00～13:30まで幼稚園児・保育所児が合同活動（幼保の混合クラス）。保育所児は13:30～18:00は異年齢保育。																																
9	合同保育の実施場所	幼保の共用保育室																																
10	保育者の資格	保育者全員が幼稚園教諭・保育士資格併有																																
11	保育者の配置基準	0～2歳は保育所の基準を、3～5歳は幼稚園及び保育所の基準をみたしている。しかし、合同保育のため保育者はすべて幼稚園教諭、保育所保育士の両方の免許、資格をもっており、兼務発令がされている。																																
12	施設の共用化の状況	共有部分の名称 園庭、職員室、遊戯室、保育室、調理室																																
13	職員の兼務状況	共用職員の職種 施設長、副園長、調理員、幼稚園教諭・保育所保育士																																
14	保護者会	幼稚部（短時間児、長時間児）及び保育部を一本化した組織になっている。																																
15	合同保育のメリットと課題	○幼保一元化により子どもは仲間が増える。施設や運動場が広く使える（利用者の声）。 ○教職員にとって、協同して行事や研修を行うことができ、勤務上も効果的 ○施設の共同使用がはかれ、合理的である。																																
16	運営面での課題	○全員の子どもに目がいきとどくように教諭・保育士が連携する。 ○学園長を小学校校長が兼務するため、兼務園長の教育観によって、教育・保育内容が左右されがちになる。																																
17	その他（施設の特徴など）	○学校建築の第一人者の設計によるきわめて近代的で特徴のあるオープン形式の園舎であるが、一斉活動が多く、この園舎を生かしきれていない。																																

1	施設名	1 2																																
2	設置主体	市																																
3	施設形態	合築																																
4	合同保育の実施理由	①過疎地できわめて少人数である (幼稚園児…4,5歳児13名、保育所児…0,1,2,3歳児10名、合計23名) ②島内には同和地区が含まれ、同和保育がさかんである。同和保育では幼保の子どもの平等な発達保障を理念としている。																																
5	所管部局 対象年齢 入園基準 基本保育時間 延長保育・預かり保育 休園日 保育料の設定 給食有無及び給食費	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">保育所部門</th> <th colspan="2">幼稚園部門</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>健康福祉部こども課 0～3歳児 保育に欠ける0～3歳児 8時間 7:30～18:00 日祝祭日 市の保育料基準0～53,000円(延長・預かり保育料:なし) 給食:有り 給食費:なし</td> <td></td> <td>教育委員会教育課 年齢により対象児を区分4～5歳児 4歳児以上 4時間 7:30～18:00 日祝祭日 公立幼稚園保育料と同額月額6,000円 給食:有り 給食費:副食@120円+2,000円(おやつ月額)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	保育所部門		幼稚園部門		健康福祉部こども課 0～3歳児 保育に欠ける0～3歳児 8時間 7:30～18:00 日祝祭日 市の保育料基準0～53,000円(延長・預かり保育料:なし) 給食:有り 給食費:なし		教育委員会教育課 年齢により対象児を区分4～5歳児 4歳児以上 4時間 7:30～18:00 日祝祭日 公立幼稚園保育料と同額月額6,000円 給食:有り 給食費:副食@120円+2,000円(おやつ月額)																									
保育所部門		幼稚園部門																																
健康福祉部こども課 0～3歳児 保育に欠ける0～3歳児 8時間 7:30～18:00 日祝祭日 市の保育料基準0～53,000円(延長・預かり保育料:なし) 給食:有り 給食費:なし		教育委員会教育課 年齢により対象児を区分4～5歳児 4歳児以上 4時間 7:30～18:00 日祝祭日 公立幼稚園保育料と同額月額6,000円 給食:有り 給食費:副食@120円+2,000円(おやつ月額)																																
6	年齢別児童数(現員) 保育所部門 幼稚園部門 H14.4.1.現在	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>0歳</th> <th>1歳</th> <th>2歳</th> <th>3歳</th> <th>4歳</th> <th>5歳</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>幼稚園部門 現員</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td></td> <td>5</td> <td>8</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td>保育所部門 定員</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>現員</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>4</td> <td></td> <td></td> <td>10</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計	幼稚園部門 現員	—	—	—		5	8	13	保育所部門 定員							30	現員	2	2	2	4			10
区 分	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計																											
幼稚園部門 現員	—	—	—		5	8	13																											
保育所部門 定員							30																											
現員	2	2	2	4			10																											
7	クラス編成	幼保別クラスで、各年齢で編成(幼稚園部門:2クラス 保育所部門:4クラス)																																
8	合同保育の概要	14時までは、4歳から幼稚園に入園してきた短時間児も、保育所から幼稚園に移ってきた長時間児も一緒に保育を受ける。14時以降は長時間児は預かり保育のプログラムで対応。その中に幼保のかかわり(異年齢保育)の中で活動する“すてきな仲間集会”が位置づいている。このように、合同保育といいながら、特殊な形態で、どの部分を合同保育と呼ぶかは難しい。																																
9	合同保育の実施場所	幼稚園及び保育所の保育室、遊戯室、園舎など																																
10	保育者の資格	0歳児:保育士と幼稚園教諭及び保育士資格の併有者 1歳児:幼稚園教諭と保育士資格の併有者 2歳児:保育士 3, 4, 5歳児:幼稚園教諭と保育士資格の併有者 (15年5月1日)																																
11	保育者配置基準	0歳児:2名 1, 2, 3, 4, 5歳児:それぞれ1名 (H15.5.1.)																																
12	施設の共用化の状況	園庭、職員室、遊戯室、調理室																																
13	職員の兼務状況	施設長																																
14	保護者会	幼稚園のPTAと保育所の保護者会は別組織になっている。																																
15	合同保育のメリットと課題	利用者の声、親の要求に応じた保育時間(土日曜保育も含め)、給食もあり安い料金のため満足している(幼稚園)。																																
16	運営面での課題	○保育所から幼稚園への移行に際し、保育料が変わるが、もともこの地区には幼稚園しかなかったので、保護者からの苦情はない。 ○保育者のほとんどが島外より船で通っているため、海が荒れる時など保育者が島に渡れないということで支障が起こることがある。																																
17	その他(施設の特徴など)	○できるだけ幼保の壁をつくらないようにし、双方が有意義に活用できるよう職員会で話し合ったり、事前に相互理解できるよう個々と話し合う機会を多くもっている。 ○施設の安全管理においても、状況に変化が生じた時は、両主任に伝達し、園長が報告を受け全員で安全管理を心がけている。 ○島では漁港従業者 漁業従事者と天理教の大きな研修センターの勤務者の大きく2つに分けられる。																																

1	施設No.	13
2	国/市	イギリス / ロンドン市
3	設置主体	企業：UK（アイルランドは除く）に36のナーサリーを持つ。 地域マネージャーが統括している。 News Letter を親向け、スタッフ向けの2種類を出している。
	施設形態	Day Nursery
	所管部局	教育省
4	対象年齢	3ヶ月～就学前（5歳）
	入園基準	入園を希望する者
	入所している 子どもの家庭 状況	全員共働き。シングルマザーは2～3名。年齢層にはばらつきはあるが、若い親は少ない。主としてミドルクラス（収入が一定程度ある家庭）。 70%がイギリス系。30%の中に、インド系・パキスタン系、アフリカ系、ECなど この町に居住している方と、仕事でこの駅やバス停を使いここまでつれてくる方とが半々。 子どもの入退所が激しい。 ①ロンドンという都市の地域性から、転居していく家庭が多い。（下の子どもが生まれると、地方の大きな家に越していく家族が多い） ②3歳半ぐらいになると、子どもがこの生活に飽きてきて、子ども自身が新しい世界に出て行きたがる。この施設でも、そのような子どもには新たな環境が必要と考えており、勧める。
	保育時間	8：00～18：00
	休園日	日祭日
	保育料の設定	保育にかかる費用は全て、保育料に含まれており、その他に徴収することはない。 （給食費・ミルク・クリーム・園外保育費）
	給食の有無 給食費	給食：あり（保育料に含まれている） 施設内で調理担当者が調理
5	クラス編成	①3ヶ月～1歳 ②4歳～5歳 ③5歳～6歳
	年齢別児童数 （現員） 保育者の配置	3ヶ月～1歳 1歳～2歳 2歳～3歳 2歳～3歳 計 児童数 15人×2クラス, 20人×2クラス, 12人×1クラス, 13人×1クラス, 95人 保育者 1人×2クラス, 1人×2クラス, 1人×2クラス, 6人 *年齢区分は、子どもの発達状況に合わせて、多少前後している。
	保育者の設置 基準	2歳未満 1：3 2～3歳 1：4 3～5歳 1：8
	その他	調理担当 2名
6	保育者の資格	①有資格者 75%（国のガイドラインでは50%） Diplom in Nursery Nursing, 現資格（NNEB, Nursery Nurse Education Board, 旧資格） ②社内の研修 ③市の Local Authority の Training（LA） ④職種訓練資格 NVQ Level 2 アシスタント 3 チームリーダーやマネージャー マネージャーは、NVQ3級 現在、Early years Foundation degree コースに在籍 （2年パートでNVQ4級を取得 + 1年フルタイムでBA取得）
7	保育実施場所	保育室・園庭（テラス）

8	保育内容	<p>基準：国のスタンダードをもとにして、ここの企業独自の基準を作成している。 保育の方針：遊びを通して子どもの発達を促す。 ペンやクレヨンも提供しているが、あくまでも子どもの自発性を尊重。 Skillとして、形・色・文字を認識することを目標としているが、教師ではないので、教育はしない。 各々の小学校の特色やレベルが違うので、早期教育を行って、子どもを混乱させないようにしている。 0～5歳の小さな子どもに教育は不必要。(ナーサリースクール(幼稚園)では、2～4時間、子どもを机に着かせて教育をしている。これに否定的な親の中には、スクールからジグソーのような民間のナーサリーに子どもを移してこることも増えている。) 一方で、年長になってくると、子ども自身がナーサリーの生活が物足りなくなり、他へ移る子どももいる。</p>
		<p>0歳児：一人一人の子どものキーワーカー(担当保育者)を決めて、一対一の関係を大切にしている。寝るときの癖をベッドに記して、それぞれの個性を尊重している。 (保育観察の結果) 一対一の人の配置はあるが、子どもの要求やサインに細やかに応えている様子は見られなかった。 1日の生活の記録を記し、親に排日渡している。親からの記入はない。</p>
		<p>限られた空間や活動となっており、3歳児以降には躍動感を得られない。</p>
		<p>会社のパンフレットには、一人一人の子どもの発達に即した保育を行うという理念と、それについての具体的な保育の方法が記されている。それが実施されてはいるが、読んだときに思い浮かべるイメージと、実際との間にはギャップがある。 例えば、「アクティビティ」として、「少なくとも一日に一つのアクティビティ(砂・水・宝物・バスケット・ボディペインティング・運動・おままごとなど)を行うこととしている。実際に砂や水で遊んではいないが、子どもがそれを存分に楽しむ環境・内容とは言い難い。</p>
保育内容	1. 生活の重視	<p>午前のおやつ・昼食・午後のおやつ メニューは、会社の栄養士が作成する。 栄養上は問題ないが、作り方や与え方が「粗雑」である。</p>
	2. 乳幼児期の発達を一貫してとらえる保育	<p>国の基準に基づいて会社で定めたように、プランを作成している。 ただし、入退所が激しく、長期間、ここで保育を受ける子どもは少ない。 入所前後の施設等との引き継ぎは行われていない。(小学校を除く)</p>
	3. 生活全般を見通したプランの必要性	<p>保育所内のプラン。</p>
家庭支援	4. 保護者への対応	<p>家庭の要望は受け入れるが、家庭に対して意見を言うことはない。家庭からナーサリーへの要望という一方通行の関係のみで、相互関係はない。</p>
	5. 地域・家庭の子育ち・子育て支援(保護者への対応)	<p>以前は交流会を開いていたこともあったが、保護者の参加がないので、今はしていない。保護者は、「Just Nuersary」とみており、保育以上のことを求めている。家庭の要望には細やかに応じているが、こちらから子育てのアドバイスなど、家庭に介入することはしない。 親の指定したクリームやミルクを使って、親の要望どおりの保育を行っている。 園からは、本人や周囲に危険があると判断したとき以外は、介入やアドバイスはしない。アドバイスをしても、実行するかどうかは親の決定である。</p>
	6. マネージメント力の強化	<p>医療機関との連携：Health Visitor(子ども対象の地域看護師)がLAから2週間おきにきて、身長・体重・健康をチェックする 小学校との連携：学期ごとにレポートをまとめて親に渡している。 各小学校から親に必要なものを指定する。ナーサリーが作成したレポートを、親からの要望で、小学校に送る。(ナーサリーが、親からの要望なしに、何かを小学校に送ることはない。) このナーサリーでは、福祉が必要なケースは皆無。</p>
地域との連携		

2004年3月21日現在

1	施設No.	14															
2	国/市	イギリス/ロンドン市															
3	設置主体	チャリティ															
	施設形態	Childrens Day Nurseries															
	所管部局	教育省															
4	経緯	このチャリティは9つのサイトを持ち、それぞれ地域のニーズに応じてホームレスの施設など、異なる機能を果たす施設となっている。 同じナースリイであってもドラッグの常用者が施設入所中のレスパイトをおこなっている、DVの多い地域ではペアレントスキルコースで親が学んでいる間のレスパイトなど、パッチな活動を行っている。 つまりそれぞれの地域ニーズに応じた活動を行っている。															
5	対象年齢	3ヶ月～就学前（5歳）															
	入園基準	保育を希望する者															
	入所している子どもの家庭状況	シングルペアレントが50%、 Assylum seaker(移民を求める人)・Refugee(移民を認められた人) ドラッグ・アルコール常用者 ペアレント・スキル・コースでの研修が必要な親(虐待) 一般的な家族30%(この中に、無職だが、雇用のために学校に通う親を含む)															
	保育時間	7:45～17:45															
	休園日	日曜日															
	保育料の設定																
	給食有無 給食費	給食：あり 園内で調理士が調理															
6	クラス編成	①0歳～2歳 ②2歳～3歳 ③3歳～5歳															
	年齢別児童数(現員) 保育者の配置基準	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>0歳～2歳</th> <th>2歳～3歳</th> <th>3歳～5歳</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現員</td> <td>6人</td> <td>8</td> <td>16</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>保育者</td> <td>1:3(児童) 2</td> <td>1:4(児童) 2</td> <td>1:8(児童) 2</td> <td>8(補助2)</td> </tr> </tbody> </table>		0歳～2歳	2歳～3歳	3歳～5歳	計	現員	6人	8	16	30	保育者	1:3(児童) 2	1:4(児童) 2	1:8(児童) 2	8(補助2)
		0歳～2歳	2歳～3歳	3歳～5歳	計												
現員	6人	8	16	30													
保育者	1:3(児童) 2	1:4(児童) 2	1:8(児童) 2	8(補助2)													
職員の配置	マネージャー 1名 ディプティ・マネージャー 2名(保育者6名のうち2名) 調理師 1名 レセプションист 1名 クリーナー 1名 実習生 1名 他のサイトのスタッフ (数名)																
7	保育者の資格	スタッフの要件 ①NVQチャイルドケア/レベル2かレベル3のいずれかを持っている ②その他の資格 ・ファーストエイド(救急) ・チャイルド・プロテクション ・ビヘイビアについての研修(子どもの態度・言語についての研修) ・クラス運営に関する研修 ・ヘルスANDセイフティ(法律で義務づけられている) ・マネージメント ・他職種とのチームワークを高めるための研修 現任研修 スタッフとなってからも、様々な研修を受けている。															
8	合同保育実施場所	保育室・園庭(テラス)															

9	保育の概要	<p>登園後は、おもいおもいの遊びをしている。 時間帯別に遊びの場所が決まっている。 昼食後は0歳～2歳、2歳～3歳児は午睡。 幼稚園の教室・園庭に設定した各コーナーを幼稚園教諭が担当し、保育園児も幼稚園児も入り交じって、それぞれの関心に沿って活動している。中には自発的に3歳未満児のお世話に行く子ども、3歳未満児がコーナーに遊びに来ることもあり、3～5歳児にとどまらず、0歳児から就学前までの様々な子どもの間に自然な交流がなされている。 生活は異年齢クラス単位で行われ、ここでは保育園児と幼稚園児とは別クラスになっている。一方で同年齢のクラス別活動の際には、保育園児の3～5歳児1クラスを2グループに分けて幼稚園児と混合グループとしている。昼食も保育所のランチルームで一緒に取る。食後は、生活順次、幼稚園児はバスのルート別、あるいは徒歩で降園、保育園児は午睡に入る。</p>
保育内容	1. 生活の重視	<p>①離乳食に関して、親と相談したり毎日報告を行って進めている。 ②食事は、ベジタリアン・アレルギーについて、家庭からの情報を得て、協力して進めている。</p>
	2. 生活全般を見通したプランの必要性	<p>Long Term 一年間を4期に分けて、計画を立てている。 Short Term 「Foundation Stage Learning Experiences」</p>
	3. 乳幼児期の発達を一貫してとらえる保育	<p>①国のガイドラインに沿って「Stepping Stones」という文書を作成し、Early Learning Stageのプロセスがよく見られるようにしている。 ②国のガイドライン「Foundation Stage Long Term Planning Over View」に沿って（3歳以上児の発達過程）、子どもの発達を見通している。 ③ Birth to three matters（3歳未満児の発達過程）</p>
家庭支援	4. 保護者への対応	<p>①定期的なミーティング ②必要があったときの個別の話し合い（アドバイス） ③各タームごとに、まとめたレポートを親に渡している。 ④2歳児までは、毎日、連絡帳を記入し、親に渡す。</p>
	5. 地域・家庭の子育ち・子育て支援	<p>この地域は、「ソーシャルディプリベイション」（少数民族・移民・ドラッグなどの問題が多い地域で集中的に問題に取り組む）のエリアとして、行政が選定し、全ての子どもたちを支援する「シュアスタート」を実施している。 この Nerseries が、その「シュアスタート」のチームの一員として働いている。 医療・保健・福祉・教育分野との連携が深い。 実際に、福祉のケースの子どもも何人か、入所している。</p>
地域との連携	6. マネージメント力の強化	<p>チャリティは9つのサイトを持っているが、全てのサイトと全てのスタッフとプロジェクトをマネジメントするマネージャー（1名）がいる。</p>
		<p>地域の中に多様なサービスがあり、ナーサリーはその一つとして機能している。 ナーサリーは、保育の必要な様々な子どもを受け入れている。その中で例えばドラッグやDVなどの対応が必要な場合には、その専門機関がまたコミュニティの中でサービスを提供している。 このため、ナーサリーはナーサリーとしての機能を十分に果たせばそれで良く、他のサービスを提供する必要はない。 ただし、他機関とのミーティングや情報交換を行っている。</p>
	施設の特徴	<p>①パートナーシップに基づいて、行っている。（1999年の行政改革） ②チャリティで様々な事業を行っているが、取り組んでいるプロジェクトは様々であり、行政から委託されているものから、独自にやっているもの、機関と連携して行っているもの、構成要素の一体として行っているものなど、様々な性格の事業を包含している。 例えば、教育省のパイロットプロジェクト「Wrap around scheme」を実施している。こういったプロジェクトを14ほど実施している。</p>

2004年3月23日現在